



2025 年 10 月 31 日

各 位

会社名 日本精蠟株式会社
代表者名 代表取締役社長
社長執行役員 瀧本 丈平
(コード番号：5010 東証スタンダード)
問合せ先 取締役
常務執行役員 伊藤 宜広
(TEL 03-3538-3061)

新株予約権の放棄に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 8 日付「資本性劣後ローンの期限前弁済に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、本日付で、2023 年 10 月 24 日に調達した資本性劣後ローン（以下「本資本性劣後ローン」といいます。）について、元本の一部と当該部分について期限前弁済までに生じる金利の合計額である 1,132,671,649 円の期限前弁済（以下「本期限前弁済」といいます。）を行いました。

本期限前弁済に伴い、当社が 2023 年 10 月 24 日に発行しました第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の一部につき、新株予約権者であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合（以下「割当対象」といいます。）より、以下のとおり、放棄の申出がなされたため、本新株予約権の一部が消滅したことをお知らせいたします。

なお、本期限前弁済及び本資本性劣後ローンの概要につきましては、2025 年 10 月 8 日付で開示しております「資本性劣後ローンの期限前弁済に関するお知らせ」をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 消滅する本新株予約権の概要

① 新 株 予 約 権 の 名 称	第 1 回新株予約権
② 株 主 総 会 決 議 日	2023 年 10 月 18 日
③ 割 当 対 象	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ 第参号投資事業有限責任組合
④ 割 当 日	2023 年 10 月 24 日
⑤ 新 株 予 約 権 の 発 行 総 数	30 個
⑥ 放 棄 前 の 新 株 予 約 権 の 未 行 使 残 高 数	24 個 ※割当日における新株予約権の発行総数は 30 個でしたが、2025 年 5 月 21 日付「新株予約権の放棄に関するお知らせ」にて開示したとおり、このうち新株予約権 6 個は、同日付で割当対象に放棄されたことにより、消滅いたしましたので、2025 年 10 月 30 日時点における新株予約権の総数は 24 個となっております。

⑦	新株予約権の行使価額	106円
⑧	放棄される新株予約権の個数	9個
⑨	放棄後の新株予約権の個数	15個
⑩	放棄日	2025年10月31日

2. 業績に与える影響

この新株予約権の放棄による当社の業績への影響はございません。

3. 新株予約権の放棄に関する考え方

本新株予約権は、本資本性劣後ローンの借入に際して、弁済期限の到来時に本資本性劣後ローンの借入金の弁済が完了していない場合に、割当対象において本資本性劣後ローンの保全を図る目的で、第三者割当の方法により発行されたものです。

そして、当社が割当対象との間で締結した本新株予約権に係る新株予約権引受契約（以下「本引受契約」といいます。）において、各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当社が割当対象との間で締結した2023年8月14日付劣後特約付金銭消費貸借契約（以下「本貸付契約」といいます。）に基づく当社に対する貸金元本債権のうち額面金額1億円（本貸付契約の規定に基づき繰延利息の元本への組入れが発生している場合には、貸付実行時1億円の元本債権に対して当該本新株予約権の行使の効力発生日までに元本に組み入れられた繰延利息の額を加算した金額）と当該元本債権に係る利息債権とし、当該元本債権及び利息債権の価額は、その額面金額と同額とすることとされております。

今般、当社が割当対象に対して、貸付実行時の元本9億円の弁済を含む本期限前弁済を行ったことにより、本新株予約権24個のうち9個については本引受契約上の行使要件を充足しないこととなることから、割当対象により本新株予約権9個が放棄され、これにより本新株予約権9個が消滅するに至ったものであり、当社にとって特段の不利益や不都合が生じるものではないと判断しております。

以 上